

一般社団法人日本ゴールボール協会
選手・スタッフ行動規範

平成27年3月22日 施行

一般社団法人日本ゴールボール協会の選手は、ゴールボール競技を通じ自己の可能性と社会性を開花させスポーツの持つ素晴らしさを共有し、障害者スポーツの普及・振興に貢献する事を目標とし選手・スタッフ行動規範を定める。

この規範は、一般社団法人日本ゴールボール協会に所属している選手、コーチ、スタッフなどが順守すべき基本的な行動規基準を定め、もってゴールボール競技の向上と普及発展に寄与することを目的とする。

1、法令及び諸規則・ルールの遵守

法令及び諸規則、ルール・マナーを遵守することはもとより、常に良識を持って誠実に行動するものとし、八百長・違法賭博、汚職・腐敗行為は行ってはならない。また、他の者に対し法令に違反する行為を指示・教唆したり、他の者が行った法令に反する行為を黙認しないととも、反社会的勢力や団体とは一切関係してはならない。

2、差別・暴力等の排除

社会生活・競技活動においては、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ、学歴等を理由とした差別は行わないものとし、人権を尊重し、平等に対応する。また、それぞれの立場を利用した体罰や暴力、ハラスメントを行ってはならない。

3、ドーピング及び薬物乱用の禁止

ドーピングは行ってはならない。また、麻薬や覚醒剤等薬物の乱用も、反社会的な行為であり絶対に行ってはならない。止むを得ず禁止薬物等を服用・使用する場合は、必ず事前に医事委員会に相談したうえで服用・使用する。

4、地域社会への貢献

選手およびスタッフは、日本国内の地域社会との協調を図り、ゴールボール競技を通じて、その発展に貢献できるよう努める。

5、協会主催（後援）の合宿および競技会、行事等への参加

協会の主催（指定）する行事等には、積極的に参加し協会運営に協力すること。また、招へいされた合宿および大会には、必ず参加すること。やむを得ない事情で参加出来ないときは、予め協会に届け出、承認を得るものとする。

6、日本代表時の行動規範等の遵守

日本代表になった場合は、当該選手団の団長、監督が定める行動規範や指示事

項を必ず遵守すること。

7、ソーシャルメディア

次の事項に注意すること。

- ・投稿する内容には自身が責任を負うものとし、他の人の誹謗中傷的な投稿はしないこと。
- ・パラリンピックなどの国際大会では、その大会の組織委員会のガイドラインに従うこと。

8、CMへの出演及びマスメディア取材

日本代表ならびに強化指定選手の名称使用を伴う、CM、テレビ、ラジオ等への出演、新聞、雑誌等の取材、講演、体験会の依頼は、事前に協会に相談し、申請書を提出し承認を得ること。

9、違反者の処分

本規範に違反したとき若しくは違反する行為を知ったときは、懲罰に関する規定に則り、判断する。

附則

この規範は、平成27年3月22日より施行する。

改定

この規範は、令和2年8月2日より施行する。